

水洗化のおすすめ

快適な生活環境の実現に向けて



宇 陀 市

目 次

1.	はじめに	・・・・・・・・・・	2
2.	下水道の役割について	・・・・・・・・・・	3
3.	下水道計画区域について	・・・・・・・・・・	4
4.	宅内排水設備について	・・・・・・・・・・	5
5.	水洗化への義務について	・・・・・・・・・・	6
6.	水洗化工事の流れ	・・・・・・・・・・	7
7.	利子補給制度について	・・・・・・・・・・	8
8.	下水道使用料について	・・・・・・・・・・	9
9.	下水道の正しい使い方	・・・・・・・・・・	10

はじめに

宇陀市は、水と緑の豊かな自然環境の中にあります。これらの自然環境を維持、向上させていくためには、下水道の整備は不可欠です。また、下水道整備には多くの費用が必要ですが、健康で快適な生活環境をつくるため欠かすことの出来ない施設です。

下水道整備は旧榛原町では昭和51年から、旧菟田野町では昭和59年から、旧大宇陀町では昭和61年から整備を進めてきました。

本市においても、一日も早く下水道を利用していただけるよう計画区域全域の整備に努力しています。下水道のサービスを維持し向上して提供していくため、皆様がすみやかに水洗化工事を行っていただく必要があります。健全経営実現のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

下水道の役割について

川や海の水が きれいになります

家庭や事業所などから出された汚水は、下水道管を通して宇陀川浄化センターに集められ、きれいにして川に放流されます。そのため、生物がすむことのできる清流がよみがえります。



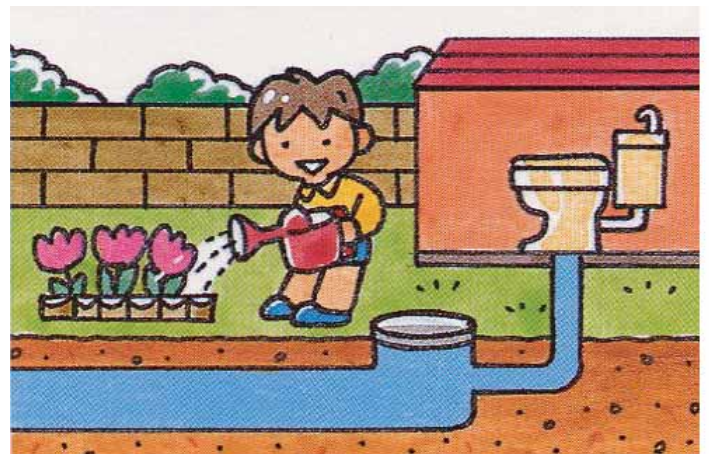
清潔で住みよい 快適なまちになります

下水道ができると、汚れた水は直接下水道管に流すことができます。このため、住居周辺の側溝がきれいになり、ドブ川がなくなり、きれいで衛生的な街になります。



清潔な水洗トイレが使えます

くみ取り便所を使っていた方は、悪臭やくみ取り等の手間から解放されます。また、子どもやお年寄りの方も安心して清潔で快適な水洗トイレが使用できます。

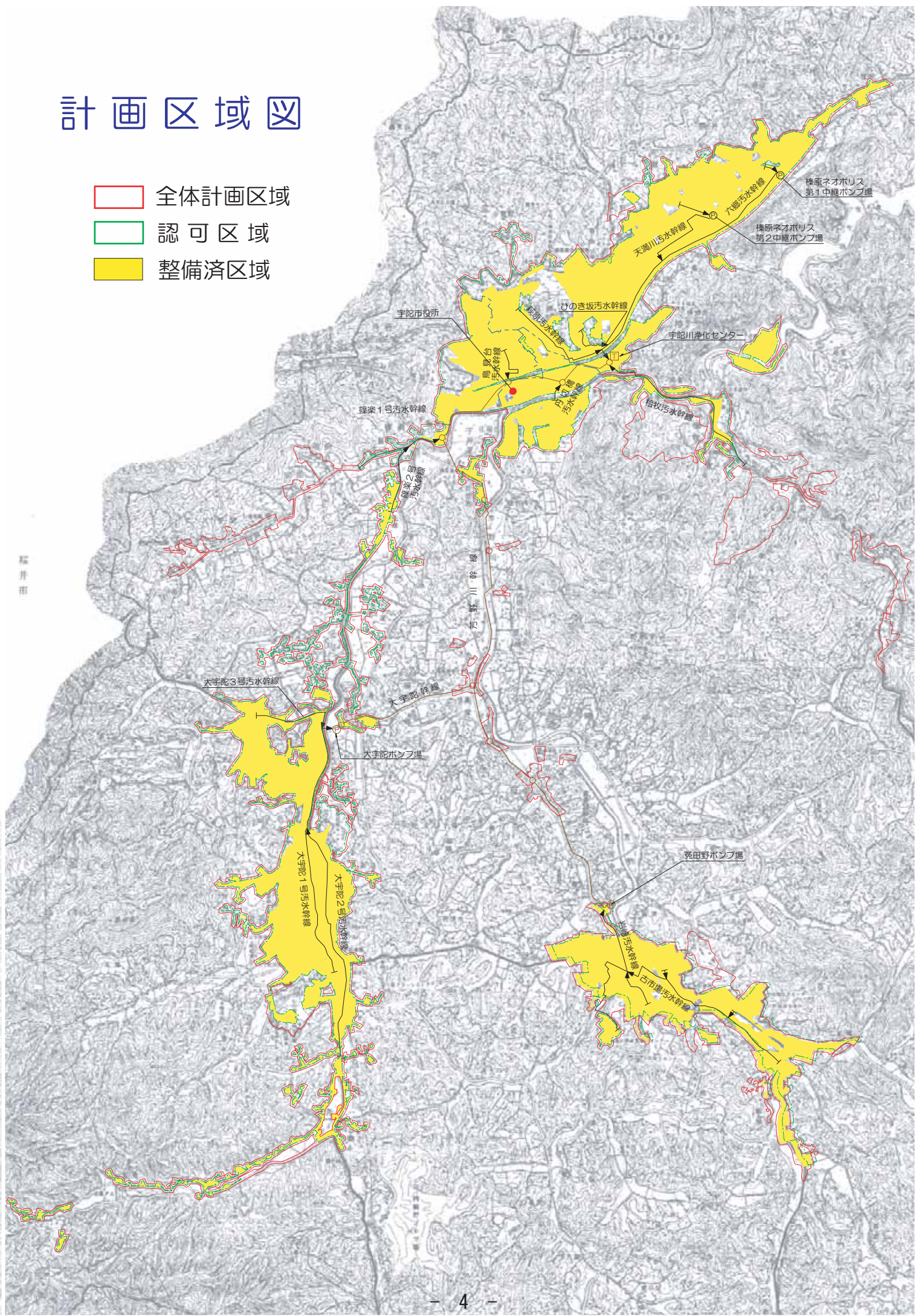


大切な土地を有効に

浄化槽などで使用していた場所が不要となり、庭などに有効利用できます。

計画区域図

- 全体計画区域
- 認可区域
- 整備済区域

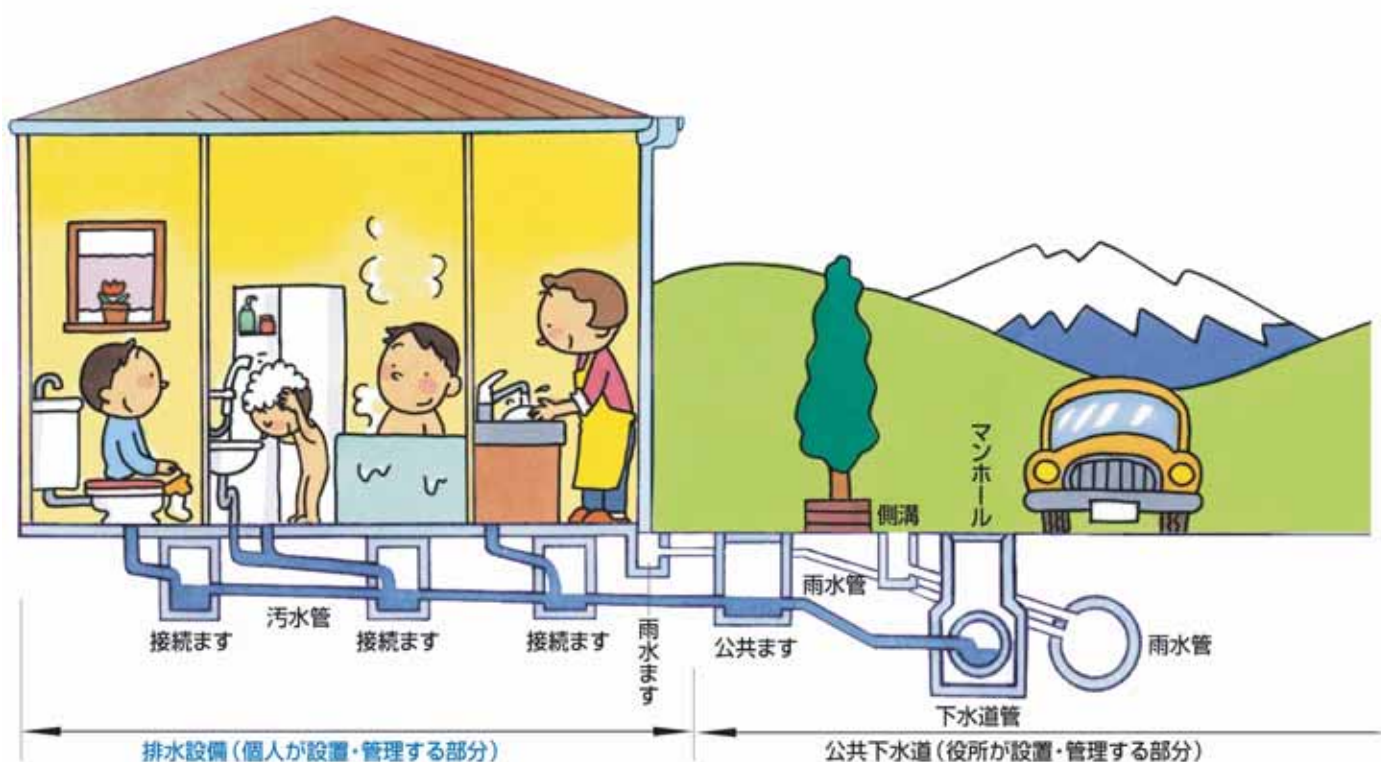


宇陀市

排水設備について

排水設備とは、家庭等からの汚水を下水道に排除するために設ける排水管やマスなどのことをいいます。台所・お風呂・水洗トイレなどの排水口から、宅内排水管を通して、公共汚水桝に接続してもらいます。

排水設備のしくみ



※ 公共下水道に雨水の放流はできません！！

< 宅内の維持管理は使用者で >

敷地内に設置させていただく、公共マスは市が造り管理を行います。
また、皆様が造り管理していただくのは、公共マスより家屋側の排水設備になります。

水洗化への義務について

お住まいの地域の下水道工事が完了しますと、供用開始手続きを行い公示しています。公示のあった処理区域内にお住まいの方には、次のことが義務づけられます。

◆ 排水設備を遅滞なく設置しなければなりません
(下水道法第10条)

トイレや風呂場、台所、洗濯など汚水を側溝や水路などに流している場合は、できるだけ早く公共下水道に直接流すよう排水設備を設置しなければなりません。浄化槽は公共下水道に直接放流になりますと必要がなくなりますので廃止してください。
そのままですと公衆衛生上も好ましくありません。

◆ くみ取り便所は3年以内に水洗トイレに
(下水道法第11条の3)

建物の所有者は、くみ取り便所を3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。

下水道法（抜粋）

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。（後略）

第十一条の三 処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない（後略）

水洗化工事の流れ

排水設備工事の手続き

見積依頼

指定工事店を選んで見積依頼をして下さい。

適正な排水設備工事を確保するため、市に登録した**指定工事店**でなければ工事ができないことになっています。工事を依頼する際は、必ず**宇陀市**の指定工事店であることを確認してください。

設計・見積

指定工事店が設計・見積書を作成します。

工事契約

排水設備工事は指定工事店と十分話し合っ、見積書や申請書類などをよく確認してから契約してください。

工事の確認申請

指定工事店から市へ申請してください。

市は申請書の内容で施工方法などが基準に合い適正であるか審査し、確認の通知をします。確認を受けたあとでなければ、工事着手はできません。

宇陀市水洗便所改造資金融資受給者利子補給制度を申請される方は、市へ確認してください。

工事完成（完了届）

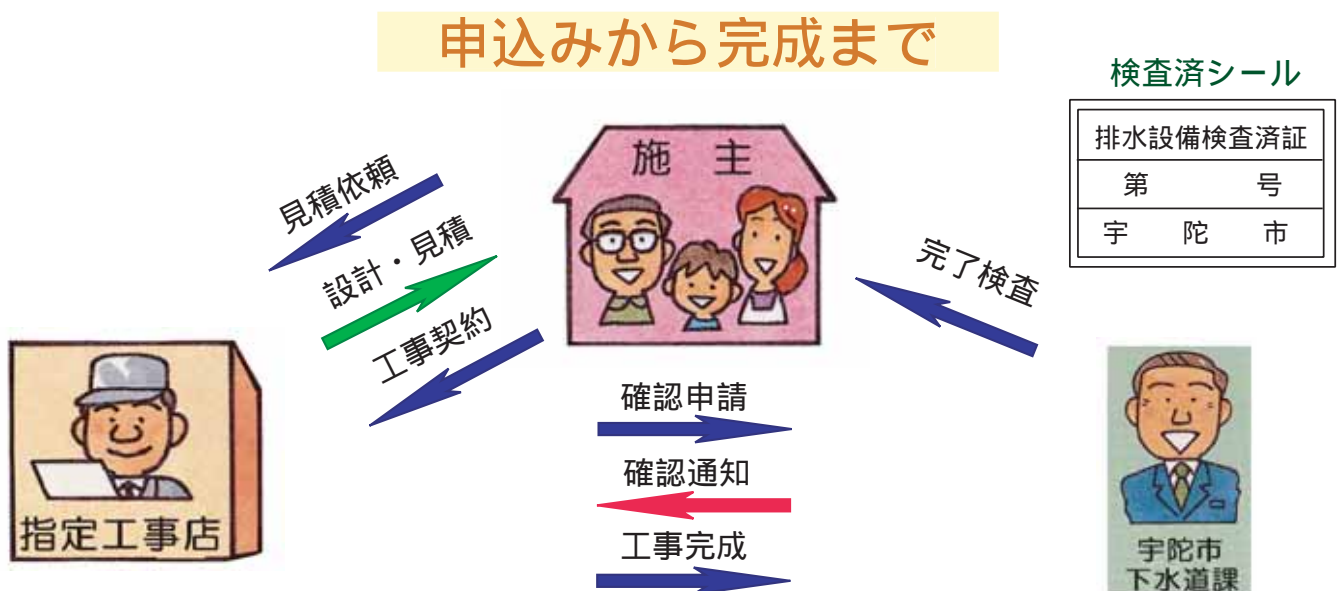
指定工事店は工事完了後**5日以内**に工事完了届を市に提出します。

工事の完了検査

市は工事完了届により完了検査をします。

検査に合格すると検査済証を交付します。

検査済証は玄関などの見やすい場所に貼ってください。



工事は必ず「指定工事店」で

排水設備工事は、指定工事店でなければ工事ができません。市では、公共下水道や皆様が設置した排水設備を適正に維持管理するため試験に合格した**責任技術者が専属**していることなどを指定の要件とする**指定工事制度**をもうけ、この資格をもつ業者でなければ、宅地内などの排水設備工事はできないことにしています。指定工事店以外のところで工事をしますと、工事完成後の検査を受けられず、無効工事となり工事のやり直しをしていただくこととなります。

水洗便所貸付資金利子補給 制度について

公共下水道整備区域に住んでおられる方は、くみ取り便所を水洗便所に、浄化槽は改造し下水道に接続することが義務づけられています。

この改造に必要な資金を、宇陀市と利子補給契約を行っている金融機関から、借入を行った場合は、下記条件に適合した者には、50万円を上限とし年5%以内の利子について、借入資金の利子を補給する制度のことであります。








利子補給制度の対象

- (1) 宇陀市内に居住していること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 前年度の総所得金額が1,000万円以下の者であること。

利子補給制度の期間

利子補給の期間は、受給者が融資を受けてから、3年以内とする。

水洗便所貸付資金利子補給制度の流れ

- ① 水洗便所改造資金貸付金の申請書及び工事確認申請を下水道課に提出して下さい。
- ② 水洗便所改造資金貸付金融資依頼書を市より金融機関に提出します。
- ③ 借入予定金融機関で申請者が水洗化ローンの申込みを行います。（金融機関審査があります）
- ④ 金融機関の審査が通れば金融機関より市宛に水洗便所改造資金融資決定通知書が届けられます。
- ⑤ 工事着手（水洗便所改造資金融資決定通知書を市が受領した後）
- ⑥ 工事完了（完了届け提出後下水道課による検査を実施します）
- ⑦ 検査に合格すると、水洗便所改造資金融資決定通知書を送付させていただきます。
- ⑧ 申請者は、水洗便所改造資金融資決定通知書を持ち金融機関で水洗化ローンの契約を行って下さい。

下水道使用料について

■ 使用料の目的

公共下水道を使用する方は、下水道使用料を納めていただくことになります。下水道使用料は、公共下水道施設の清掃及び維持管理費や宇陀川浄化センターの運営費用の一部に充てられます。

なお下水道使用料は、水道料金と合わせて徴収させていただきます、皆様のご理解ご協力をお願いします。

■ 使用料の算出方法

- ①水道水を使用している場合
水道の使用水量が、汚水排出量となります。
- ②水道水以外を使用している場合
居住している、人数に対して認定使用量の計算を行います。
- ③水道水と水道水以外を併用使用している場合
併用家庭の場合は、水道使用量と水道水以外認定使用量を比較し使用水量の大きい方で使用料の計算をさせていただきます。
- ④井戸水にメーターを設置している場合
井戸水にメーターを設置している使用者は、水道水使用量と井戸水使用量を合算し使用料の計算をさせていただきます。

水道水使用の場合

区分	汚水量	料 金 (1m ³ につき)
一般排水	基本料金(1ヶ月) 10m ³ まで	1200 円
	11m ³ から300m ³ まで	110 円
中間排水	301m ³ から750m ³ まで	145 円
特定排水	751m ³ 以上	175 円

上表は消費税を含んでいません

水道水以外使用の場合

人数	換算水量	月額	人数	換算水量	月額
1 人	7m ³	1200 円	6 人	40m ³	4500 円
2 人	14m ³	1640 円	7 人	45m ³	5050 円
3 人	21m ³	2410 円	8 人	50m ³	5600 円
4 人	28m ³	3180 円	9 人	55m ³	6150 円
5 人	35m ³	3950 円	10 人	60m ³	6700 円

平成21年4月現在

- ◆ 水道水以外使用者（認定）は、5人目までは一人当たり7m³とし6人目からは一人当たり5m³で計算し料金を決めています。
- ◆ 水道水と水道水以外の併用使用の場合は、指示数の大きい方を採らせていただきます。
例えば、併用家庭で認定(使用者)が3名の場合は水道メーター指示数が21m³を超えない限り認定数量で計算します。
但し、水道水使用量が認定使用量を超えると、水道水使用指示数で料金計算をさせていただきます。

下水道を正しく使用していただくために

下水道の使用については、何でも流してもいいということはありません。下水道は自然や皆様の生活環境をよりよくするための大切な財産です。下水道を使う一人ひとりがルールを守って上手に使うことを心がけましょう。

① 台所では

食用廃油等の油脂類、調理くず、残飯などを流すと管が詰まったり悪臭の原因となりますので流さないで下さい。



② トイレでは

水洗トイレにトイレットペーパー以外の水に溶けない紙や紙おむつ、たばこ、ガムなどを流さないで下さい。



③ 洗濯場・風呂・洗面所では

洗濯では、リンを含まない洗剤を使いましょう。毛髪などは管を詰まらせる原因となるので目ざらなどを用いて、管に入らないようにして下さい。



④ その他

ガソリン、シンナー、石油など爆発する危険性がある物や薬品等は流さないで下さい。



宇陀市水道局下水道課

奈良県宇陀市榛原桧牧146番地の2

電話 0745-82-2185
直通 0745-82-5627